

H 2 4 . 1 1 . 2 0 内閣府／福岡／自治体職員研修／参照条文

民法

(隔地者に対する意思表示)

第 97 条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 省略

(期限の利益の喪失)

第 137 条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

1. 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
2. 以下省略

(時効の効力)

第 144 条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(時効の援用)

第 145 条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第 146 条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(時効の中斷事由)

第 147 条 時効は、次に掲げる事由によって中斷する。

1. 請求
2. 差押え、仮差押え又は仮処分
3. 承認

(催告)

第 153 条 催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中斷の効力を生じない。

(消滅時効の進行等)

第 166 条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(債権等の消滅時効)

第 167 条 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

- 2 債権又は所有権以外の財産権は、20年間行使しないときは、消滅する。

(債権者代位権)

第423条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

(詐害行為取消権)

第424条 債権者は、債務者が債権者を害することを知っていた法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時において債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

(期限前の債務等の弁済)

第930条 限定承認者は、弁済期に至らない債権であつても、前条の規定に従つて弁済をしなければならない。

2 以下省略

商法

(商事消滅時効)

第522条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

会社法

(解散の事由)

第四百七十二条 株式会社は、次に掲げる事由によって解散する。

五 破産手続開始の決定

(清算の開始原因)

第四百七十五条 株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合（第四百七十二条第四号に掲げる事由によって解散した場合及び破産

手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。)

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(清算株式会社の能力)

第四百七十六条 前条の規定により清算をする株式会社(以下「清算株式会社」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

(解散の事由)

第六百四十二条 持分会社は、次に掲げる事由によって解散する。

六 破産手続開始の決定

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(解散の事由)

第二百四十八条 一般社団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

六 破産手続開始の決定

(清算の開始原因)

第二百六条 一般社団法人又は一般財団法人は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合(第二百四十八条第五号又は第二百二条第一項第四号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。)

(清算法人の能力)

第二百七条 前条の規定により清算をする一般社団法人又は一般財団法人(以下「清算法人」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

民事執行法

(配当要求)

第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本

(以下「執行力のある債務名義の正本」という。) を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者及び第百八十二条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。
2 配当要求を却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

破産法

(法人の存続の擬制)

第三十五条 他の法律の規定により破産手続開始の決定によって解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。

(破産債権の届出)

第一百十一条 破産手続に参加しようとする破産債権者は、第三十一条第一項第一号又は第三項の規定により定められた破産債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

- 一 各破産債権の額及び原因
- 二 優先的破産債権であるときは、その旨
- 三 劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であるときは、その旨
- 四 自己に対する配当額の合計額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨
- 五 前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

民事再生法

(届出)

第九十四条 再生手続に参加しようとする再生債権者は、第三十四条第一項の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、各債権について、その内容及び原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

(届出再生債権者等の権利の変更)

- 第百七十九条 再生計画認可の決定が確定したときは、届出再生債権者及び第一百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を有する再生債権者の権利は、再生計画の定めに従い、変更される。
- 2 前項に規定する再生債権者は、その有する債権が確定している場合に限り、再生計画の定めによって認められた権利を行使することができる。

地方自治法

第2条

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- 16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。
町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- 17 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第14条

- 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

10. 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
12. 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下本号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下本号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るもの除去。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るもの除去。)、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

2 省略

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事

務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。《改正》平11法087 《改正》平16法140

2 省略

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

(2項以下 略)

第223条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第225条 普通地方公共団体は、[第238条の4](#)第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第226条 市町村は、[第238条の6](#)の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(歳入の収入の方法)

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第 1 項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第 1 項の歳入並びに第 2 項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前 4 項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第 1 項から第 4 項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法[第 14 条](#)第 1 項本文又は[第 45 条](#)の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して 30 日以内とする。

7 以下省略

(寄附又は補助)

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(金銭債権の消滅時効)

第 236 条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中止、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、[民法](#)（明治 29 年法律第 89 号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法[第 153 条](#)（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(財産の管理及び処分)

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 項以下 略

(債権)

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前 2 項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 1. [地方税法](#)（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく徴収金に係る債権
 2. 過料に係る債権
 3. 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）又は国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
 4. 預金に係る債権
 5. 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 6. 寄附金に係る債権
 7. 基金に属する債権

(住民監査請求)

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不正に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

（2 項以下 略）

(住民訴訟)

第 242 条の 2 普通地方公共団体の住民は、前条第 1 項の規定による請求をした場合において、同条第 4 項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第 9 項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第 4 項の規定による監査若しくは勧告を同条第 5 項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第 9 項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第 1 項の請求に係

る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

1. 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
2. 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
3. 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
4. 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求
(2項以下 略)

附則

第六条 他の法律で定めるものほか、第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
- 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- 四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

地方自治法施行令

(督促)

第171条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない

い。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

1. 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
2. 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
3. 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第171条の3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができると認められたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第171条の4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第171条の5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

1. 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
2. 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
3. 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第171条の6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又

は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

1. 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 2. 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 3. 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務ないと認められるとき。
 4. 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 5. 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

- 第171条の7** 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
 - 3 前2項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

国の債権の管理等に関する法律

(定義)

- 第2条** この法律において「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう。

- 2 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるものの以外のものをいう。
- 一 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）により法務大臣の権限に属する事項に関する事務
 - 二 法令の規定により滞納処分を執行する者が行うべき事務
 - 三 弁済の受領に関する事務
 - 四 金銭又は物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十五条の規定により同法の規定を準用する動産の保管に関する事務
- (3項以下 略)

(管理の基準)

第10条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。

(履行延期の特約等をすることができる場合)

第24条 歳入徵収官等は、その所掌に属する債権（国税徵収又は国税滞納処分の例によつて徵収する債権その他政令で定める債権を除く。）について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徵収上有利であると認められるとき。
 - 三 以下省略
- 2 歳入徵収官等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徵収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徵収すべきものとする。
- 3 歳入徵収官等は、その所掌に属する債権で分割して弁済させこととなつているものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつている金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができます。

(履行期限を延長する期間)

第25条 歳入徵収官等は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（前条第一項第一号又は第六号に該当する場合には、十年）以内において、その延長に係る履行期限を定

めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

第26条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

(履行延期の特約等に附する条件)

第27条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

- 一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況について、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- 二 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。
 - イ 債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
 - ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
 - ハ 第十七条各号の一に掲げる理由が生じたとき。
 - ニ 債務者が第一号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。
 - ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となつたと認められるとき。

地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

1. この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
2. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
3. 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(罰則)

第60条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 省略
- 二 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者
- 三 省略

地方税法

(書類の送達)

第20条

4 通常の取扱いによる郵便又は信書便によって第一項に規定する書類を発送した場合は、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（第二十条の五の三において「信書便物」という。）は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

(秘密漏えいに関する罪)

第22条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(法人の道府県民税に係る督促)

第66条 法人の道府県民税の納税者が納期限（第五十五条の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下法人の道府県民税について同じ。）までに法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 以下 省略

児童福祉法

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

第五十六条

3 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

10 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三

項又は第七項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

国民健康保険法

(滞納処分)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

介護保険法

(滞納処分)

第一百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

道路法

(負担金等の強制徴収)

第73条

1～2 省略

3 第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

母子及び寡婦に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

(定義)

第6条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

1. 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
 2. 配偶者の生死が明らかでない女子
 3. 配偶者から遺棄されている女子
 4. 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
 5. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
 6. 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの
- 2 以下省略

(母子福祉資金の貸付け)

第13条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

1. 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
 2. 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
 3. 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するため必要な知識技能を習得するのに必要な資金
 4. 前3号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの《改正》平14法119
- 2 以下省略

(寡婦福祉資金の貸付け)

第32条 第13条第1項及び第3項の規定は、寡婦（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合において、その20歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金の貸付けに関しては、当該配偶者のない女子で現に児童

を扶養しているものを含む。この項及び附則第7条第2項において同じ。)について準用する。以下省略

2 以下省略

長崎県母子及び寡婦福祉資金貸付施行細則

(貸付けの申請)

- 第2条 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者(配偶者のない女子が扶養している者の修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金については、当該配偶者のない女子とする。)は、貸付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 2 法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、貸付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定の通知)

- 第3条 知事は、前条第1項の規定による申請をした者に対し法第13条第1項の資金の貸付けを決定したときは、貸付決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。
- 2 知事は、前条第2項の規定による申請をした母子福祉団体に対しては、その申請書の内容を審査し、適當と認め法第14条の資金の貸付けを決定したときは、貸付決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(借用書の提出)

- 第5条 貸付決定通知書の交付を受けた第2条第1項の申請者は、すみやかに、借用書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。
- 2 貸付決定通知書の交付を受けた第2条第2項の母子福祉団体は、すみやかに、借用書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

江戸川区の私債権の管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）の私債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、区の私債権の管理の適正を期することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「区の私債権」とは、金銭の給付を目的とする区の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

2 この条例において「私債権の管理に関する事務」とは、区の私債権について、債権者として行うべき保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。

（他の条例との関係）

第三条 区の私債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（区長の責務）

第四条 区長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、区の私債権の徴収に努めなければならない。

（台帳の整備）

第五条 区長は、区の私債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし、その内容については、区長が別に定める。

（督促）

第六条 区長は、区の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

第七条 区長は、区の私債権について、前条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十二条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている区の私債権（保証人の保証がある区の私債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある区の私債権（次号の措置により債務名義を取得した区の私債権を含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない区の私債権（第一号に該当する区の私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（専決処分）

第八条 訴訟手続等により履行を請求する場合において、その目的の価額が五百万円以下のものについては、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について（平成十六年三月十七日付け江戸川区議会議決）により処理することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、区長は、これを議会に報告しなければならない。

（履行期限の繰上げ）

第九条 区長は、区の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第十条 区長は、区の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区長は、区の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第十一條 区長は、区の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約)

- 第十二条** 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る区の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る区の私債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る区の私債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

- 第十三条** 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした区の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る区の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第十四条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
 - 二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
 - 三 当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
 - 四 第七条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
 - 五 第十一条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- 2 区長は、前項の規定により区の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第二条 部長（江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）第一条に規定する部の長及び教育委員会教育長をいう。）は、条例第五条の規定により台帳を整備するものとする。

2 前項の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 私債権の名称

- 二 債務者の氏名及び住所
 - 三 私債権の額
 - 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 一部改正〔平成二〇年規則三一号〕

(督促)

第三条 条例第六条に規定する督促は、原則として納期限経過後二十日以内に発するものとする。

- 2 前項の督促に指定すべき期限は、その発した日から十五日以内において定めるものとする。
- 3 第一項の督促は、原則として文書により行うものとする。

(督促後の期間)

第四条 条例第七条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、一年を限度とする。
(徴収停止後の期間)

第五条 条例第十四条第一項第五号に規定する「徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、一年以上とする。

(委任)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則 省略

江戸川区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例 昭和三十六年十月二日条例第十二号

(通則)

第一条 使用料、手数料、分担金、過料その他区の収入金（以下「収入金」という。）の督促及び滞納処分に関しては、法令その他別に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(督促)

第二条 収入金を納期内に完納しない者があるときは納期限経過後二十日目までに督促状を発する。

2 前項の督促状に指定すべき期限はその発行の日から十五日以内において定める。

一部改正〔平成一一年条例四四号〕

(延滞金の額及び徴収方法)

第三条 収入金について前条の規定によつて督促状を発した場合においては、当該収入金の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（百円未満のは数があるときはこれを切り捨てる。）に年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

一部改正〔平成一一年条例四四号〕

(延滞金の免除)

第四条 前条に規定する延滞金は次の各号の一に該当する場合は、これを徴収しない。

- 一 災害により事情やむを得ないものがあるとき。
- 二 収入金を納入すべき者の住所及び居所が不明であるため、または国内にないため公示送達の方法により納付の命令、または督促をしたとき。
- 三 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

(滞納処分)

第五条 収入金の督促をうけたものが、督促状の指定期限までに収入金を完納しない場合において、当該収入金が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条の三第三項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分できるものであるときは、督促状の指定期限後四十日目までに滞納処分に着手する。

参考判例

最判昭35.7.12

国有普通財産の払下を私法上の売買と解すべきことは原判決の説明するとおりであつて、右払下が売渡申請書の提出、これに対する払下許可の形式をとつているからといって、右払下行爲の法律上の性質に影響を及ぼすものではない。

最判昭39.10.29

行政庁の処分とは、・・・公権力の主体たる国または公共団体が行う行爲のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しましたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

名古屋地判昭59.12.26

行政処分的性質を付与する特段の法的制限が加えられていない限り、原則として、私法上の贈与に類するものであり、補助金決定は私法上の申込みに対する承諾と同視し得るから、行政処分に該当しないものと解するのが相当である。

最判昭59.12.13

公営住宅の使用関係には、公の营造物の利用関係として公法的な一面があることは否定しえないところであつて、入居者の募集は公募の方法によるべきこと（法一六条）、入居者は一定の条件を具備した者でなければならないこと（法一七条）、事業主体の長は入居者を一定の基準に従い公正な方法で選考すべきこと（法一八条）などが定められており、また、特定の者が公営住宅に入居するためには、事業主体の長から使用許可を受けなければならない旨定められているのであるが（条例三条）、他方、入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあっても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく、このことは、法が賃貸（一条、二条）、家賃（一条、二条、一二条、一三条、一四条）等私法上の賃貸借関係に通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることからも明らかであるといわなければならない。したがつて、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。

最判昭46.11.30

国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は私法上の金銭債権であつて、公法上の金銭債権でなく、したがつて、その消滅時効については、『法律に特別の定めがある場合』として民法第145条の規定が適用され、当事者が時効を援用しない以上、時効による消滅の判断をすることができないものと解すべきである。

かつては、自治法236条2項に規定する「法律に特別の定めがある場合」には、民法145条は含まれず、したがつて、時効の援用及び放棄に関しては、公法上の金銭債権のみならず、私法上の金銭債権にも同条同項が適用されるとの取扱いであった（昭和38年

12月19日自治丁行発93号)。しかし、自治省は、上記最高裁判決の趣旨に則り、従来の見解を変更した(昭和47年6月19日自治行46号)。

最判平17.11.21

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。

以上と同旨の見解に基づき、本件の診療費等の債権のうち、その履行期から本件訴え提起時までに3年を経過したものについて、時効により消滅したとする原審の判断は、正当として是認することができる。

最判昭59.5.31

普通地方公共団体の申立に基づいて発せられた支払命令に対し債務者から適法な異議の申立があり、民訴法四四二条一項の規定により右支払命令申立の時に訴えの提起があつたものとみなされる場合においても、地方自治法九六条一項一号の規定により訴えの提起に必要とされる議会の議決を経なければならないものと解するのが相当である。右と同趣旨の見解のもとに、本件訴えは上告人市の議会の議決を欠き不適法であるとした原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、ひっきよう、独自の見解に基づいて原判決を論難するものであつて、採用することができない。

最判平16.4.23

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない(最高裁平成12年(行ヒ)第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照)。・・・・被上告人らによる不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料の有無等につき本件訴訟に提出された証拠の内容、別件審決の存在・内容等を具体的に検討することなく、かつ、前記のような理由のほかに不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を正当とするような事情が存在することについて首肯すべき説示をすることなく、同請求権の不行使が違法な怠る事実に当たらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

最判平21.4.28

地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない(最高裁平成12年(行ヒ)第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照)。・・・・被上告人らによる不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料の有無等につき本件訴訟に提出された証拠の内容、別件審決の存在・内容等を具体的に検討することなく、かつ、前記のような理由のほかに不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を正当とするような事情が存在することについて首肯すべき説示をすることなく、同請求権の不行使が違法な怠る事実に当たらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

大阪高判昭44.9.29

地方公共団体の公の施設ないし公営事業は、公法的色彩を帯びる法規に服するけれども、その使用料ないし料金は、必ずしも常に公法上の性質を有するとは限らず、ことに地方公共団体の水道事業の経営は、公共の福祉の増進を本来の目的としているが、他面、企業の

経済性発揮の原則を維持し、独立採算制を建前としてその運営経費は事業収入に依存するものとし（地方公営企業法3条、17条の2第1項参照）、水道水の供給とその料金の支払とは相互的対価関係に立つものであり、その限りにおいて私法上の双務契約と性質を異にするものではなく、また水道法15条1項は『水道事業者は需用者から給水契約の申込をうけたときは・・・・・』と規定して、水道事業者と需用者の関係が対等の立場に立つ契約関係をあらわす文言を使用していることなどから考えると、地方公共団体の水道事業における水道水の供給による水道料金債権は、その性質が私法上の債権であって民法の適用をうけるものと解すべきである。

近年、**東京高裁平13.5.22**がこれと同様の判断を示したうえ、水道供給契約によって供給される水は、民法173条の「生産者、卸売商人及び小売商人が売却した産物又は商品に含まれるものというべきであるから、結局、本件水道料金債権についての消滅時効期間は、民法173条所定の2年間と解すべきこととなると判示したところ、水道事業者は、最高裁に上告受理の申立をしたが、最高裁は上告を受理せず（**最決平15.10.10**）、上記東京高裁が確定した。

最判昭52.3.15は、国立大学の学生の在学関係につき司法審査が及ぶか否かが争点となった事件であるが、「大学は、国立であると私立であると問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする教育研究施設であって」として国立であると私立であると在学関係に差異はないとの前提に立って司法審査が及ぶか否かを判断している。大学の在学関係については、**最判平18.11.27**が、大学設置者と学生の間には、大学設置者が学生に対して、大学の目的に適った教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用させる義務を負い、他方、学生が大学設置者に対して、これらに対する対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とする在学契約が成立している旨判示している。上記判例は大学についてのものであり、かつ、授業料について判示したものではないが、上記判例からすると、国立大学の授業料は、教育役務の提供に対する対価と考えられ、契約によって発生する私債権であると解される。

広島地判福山支部平20.2.21は、福山市の市営住宅にかかる連帯保証人に対する請求につき、「公営住宅が住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉増進を目的としていることから、公営住宅の賃貸借契約に基づく賃料等の滞納があった場合の明渡等請求訴訟の提起に関して、その行政実務において、滞納額とこれについての賃借人の対応の誠実さなどを考慮して慎重に処理すること自体は相当且つ適切な処置であるとしても、そのことによって滞納賃料等の額が拡大した場合に、その損害の負担を安易に連帯保証人に転嫁することは許されず、明渡等請求訴訟の提起を猶予する等の処置をするに際しては、連帯保証人からの要望があった場合等の特段の事情のない限り、滞納額の増加の状況を連帯保証人に適宜通知して連帯保証人の負担が増えることの了

解を求めるなど、連帯保証人に対しても相応の措置を講すべきものであるということができる。」としたうえ、「平成5年12月20日に催告書を送付したのを最後に、平成18年10月11日に至るまで、催告書を全く送付することなく、また、訴外Aの賃料滞納の状況についても一切知らせずに放置していたものであり、原告には内部的な事務引継上の過失又は怠慢が存在するにもかかわらず、その責任を棚上げにする一方、民法上、連帯保証における責任範囲に限定のないことや、連帯債務における請求に絶対効が認められることなどから、被告に対する請求権が形骸的に存続していることを奇貨として、敢えて本件訴訟提起に及んでいるものであり、本件請求における請求額に対する被告の連帯保証人としての責任範囲等を検討するまでもなく、本件請求は権利の濫用として許されないものというべきである。」として福山市の上記連帯保証人に対する請求を棄却した。

平24. 7. 18 東京地裁判決

賃借人は賃料不払を続けながら賃貸建物を明け渡さないという事態が生じた場合、賃貸人には、保証契約の当事者として、保証人の上記支払債務が当該保証契約に即して通常想定されるよりも著しく拡大する事態が生ずることを防止するために、当該保証人との関係で、解除権等の賃貸人としての権利を当該賃貸借の状況に応じて的確に行使すべき信義則上の義務を負うというべきであり、当該賃貸人が当該権利の行使を著しく遅滞したときは、著しい遅滞状態となった時点以降の賃料ないし賃料相当損害金の当該保証人に対する請求は、信義則に反し、権利の濫用として許されないというべきである、保証人に対する約5年分の滞納使用料の請求のうち、3年分を認め、その余の請求を棄却した。

名古屋高判平21. 6. 30、平21. 7. 16（同一裁判体による判決）は、同時廃止の事案について、破産管財人が選任されず、破産管財人による清算手続が行われないまま破産手続が終了してしまうことを理由に、同時廃止によっては法人格は当然には消滅せず、清算結了により法人格が消滅すると判示している。

東京高判平19. 5. 8は、異時廃止の事案について、「会社について、破産手続の費用を償うに足りないとして異時廃止による破産廃止決定がされた場合、会社に配当すべき破産財団がないことは明らかであるが、清算すべき財産（残余財産）が存在していることも多いから、残余財産が存しないことが明らかでない以上、会社は清算の目的の範囲内で存続し、清算の結了によって法人格が消滅するというべきであり（会社法476条、〔以下条文省略〕），会社の法人格が消滅したことを主張する者は、清算すべき残余財産が存しないことを主張立証すべきものというべきである。」と判示している。